上川中部定住自立圏共生ビジョンの主な変更点

＜変更内容＞

・平成27年度上川中部定住自立圏形成協定の変更に伴うもの　～　①新規事業の追加（3事業），②既存事業の変更（1事業）
・今回の協定変更により，平成26年度：25事業　→　平成27年度：28事業

1　新規連携事業（3事業）

政策分野	施策事業	事　業　名	取組内容	連携する関係市町	共生ビジョン掲載ページ	追加理由
生活機能の強化	イ　福祉	無料法律相談事業	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため，圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。	旭川市，鷹栖町，東神楽町，当麻町，比布町，愛別町，上川町，東川町	P22	旭川市が実施している「無料法律相談」を，圏域内を対象とすることにより，圏域住民の生活の安定と向上を図ろうとするもの。
	エ　産業振興	創業支援事業	圏域における経済の活性化と雇用の確保を図るため，旭川市の区域にある創業支援事業者等との連携により，圏域内の創業希望者に対し，窓口相談，創業セミナー等の実施，インキュベーション施設の提供等の創業に係る総合的な支援を行う。	旭川市，鷹栖町，東神楽町，東川町	P27	平成26年3月に旭川市と鷹栖町，東神楽町及び東川町との1市3町による計画が国から認定され，同計画に基づく取組を実施するに当たり，定住自立圏連携事業として追加するもの。
	エ　産業振興	企業誘致推進事業	圏域における雇用の拡大と産業振興を図るため，企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく地域産業活性化協議会を組織する圏域内の市町が，東京都に事務所を設置し，企業誘致に関する情報の収集及び発信を行うなど，共同して企業誘致活動を実施するとともに，人材育成事業の実施を通じて誘致企業への雇用を促進する。	旭川市，鷹栖町，東神楽町，東川町	P28	旭川市と鷹栖町，東神楽町及び東川町との1市3町で策定した計画に基づき取組を進めている。 平成26年度からは，東京都の事務所設置など，具体的な取組を開始しており，今回，定住自立圏連携事業として追加する合意形成に至ったもの。

2　既存事業の内容変更（1事業）

政策分野	施策事業	事　業　名	変更部分	連携する関係市町	共生ビジョン掲載ページ	変更理由
生活機能の強化	イ　福祉	障害者相談事業	圏域の障害者福祉の向上に資するため，旭川市障害者総合相談支援センターに障害者等からの相談等に対応する専門職員を共同配置し，圏域の相談支援体制の充実・強化を図るとともに，圏域各市町のネットワーク構築を進める。	旭川市，東神楽町	P20	事業内容の見直しに伴う文言の修正を行うもの。 ・旭川市障害者総合相談支援センターにおいて，困難事案だけでなく，その他の事案に関する相談にも対応することとした。 ・専門職員の「増員」→「配置」に修正